

報告第10号

令和7年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度矢巾町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

令和7年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2	総務費	1 総務管理費	円 29,112,000	円 29,112,000	円 0	円 25,249,000	円 0	円 0	円 0	円 3,863,000	
3	民生費	2 児童福祉費	14,933,000	14,933,000	0	14,600,000	0	0	0	333,000	
4	衛生費	2 環境衛生費	重点対策加速化事業	6,865,000	6,865,000	0	6,858,000	0	0	0	7,000
		矢巾斎苑維持補修事業	367,000	367,000	0	0	0	0	0	0	367,000
6	農林水産業費	1 農業費	特用林産施設等体制整備事業	13,142,000	13,142,000	0	0	13,141,000	0	0	1,000
		農地維持補修事業	30,216,000	30,216,000	0	0	0	27,100,000	0	0	3,116,000
7	商工費	2 林業費	林業振興事業	737,000	737,000	0	0	0	0	0	737,000
		1 商工費	中小企業物価高騰対策支援事業	42,796,000	42,796,000	0	40,703,000	0	0	0	2,093,000
			自然公園保守管理事業	511,000	511,000	0	0	0	0	0	511,000
8	土木費	2 道路橋梁費	防災安全対策事業	141,455,000	141,455,000	0	62,532,000	0	44,300,000	0	34,623,000
			生活道路整備事業	4,661,000	4,661,000	0	0	0	0	0	4,661,000
			橋梁維持補修事業	23,272,000	23,272,000	0	11,103,000	0	7,900,000	0	4,269,000
	4 都市計画費	都市計画総務事業	4,380,000	4,380,000	0	2,175,000	0	0	0	0	2,205,000
		矢幅駅東西自由通路等維持管理事業	3,911,000	3,911,000	0	0	0	0	0	0	3,911,000
		矢巾町活動交流センター維持管理事業	715,000	715,000	0	0	0	0	0	0	715,000
5 住宅費	町営住宅改修事業	4,202,000	4,202,000	0	0	0	0	0	0	4,202,000	
10	教育費	2 小学校費	小学校維持管理事業	51,240,000	51,240,000	0	0	0	44,400,000	0	6,840,000
		5 保健体育費	共同調理場維持補修事業	23,320,000	23,320,000	0	0	0	0	0	23,320,000
合 計			395,835,000	395,835,000		163,220,000	13,141,000	123,700,000		95,774,000	

議案第 3 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年矢巾町条例第9号）、矢巾町監査委員条例（平成12年矢巾町条例第12号）及び矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和4年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年矢巾町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線の規定である。	

(矢巾町監査委員条例の一部改正)

第2条 矢巾町監査委員条例(平成12年矢巾町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(請求又は要求に基づく監査) 第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2の8第3項の規定による請求又は要求に基づく監査は、当該請求又は要求があった日から7日以内に着手するよう努めなければならない。	(請求又は要求に基づく監査) 第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2の9第3項の規定による請求又は要求に基づく監査は、当該請求又は要求があった日から7日以内に着手するよう努めなければならない。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線の規定である。	

(矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第3条 矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和4年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線の規定である。	

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和8年9月24日）から施行する。

議案第 3 2 号

矢巾町印鑑条例及び矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）及び矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町印鑑条例及び矢巾町手数料条例の一部を改正する条例
 (矢巾町印鑑条例の一部改正)

第1条 矢巾町印鑑条例(昭和50年矢巾町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第13条の2 被登録者は、自ら個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を利用できるものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用できるものに限る。)を使用して、多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)又は町長が指定する窓口専用端末機に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>第13条の2 被登録者は、自ら個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)若しくは特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。)(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項(同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により記録されているものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用できるものに限る。)を使用して、多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)又は町長が指定する窓口専用端末機に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>
<p>備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。 (矢巾町手数料条例の一部改正)</p>	

第2条 矢巾町手数料条例(平成12年矢巾町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額

〔略〕		
(17) 住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は住民票記載事項証明書の交付	住民票の写し等交付手数料	1件につき400円（個人番号カード（矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）第13条の2に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）又は移動端末設備（同条に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を使用して、多機能端末機（同条に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合においては、300円）
〔略〕		
(19) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1件につき400円（個人番号カード又は移動端

〔略〕		
(17) 住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は住民票記載事項証明書の交付	住民票の写し等交付手数料	1件につき400円（個人番号カード等（矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）第13条の2に規定する個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）又は移動端末設備（同条に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を使用して、多機能端末機（同条に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合においては、300円）
〔略〕		
(19) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1件につき400円（個人番号カード等又は移動

		末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあつては、300円)			端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあつては、300円)
〔略〕			〔略〕		
(22) 矢巾町印鑑条例第13条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手数料	1件につき400円(個人番号カード又は移動端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあつては、300円)	(22) 矢巾町印鑑条例第13条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手数料	1件につき400円(個人番号カード等又は移動端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあつては、300円)
〔略〕			〔略〕		
(24) 地方税法(昭和25年法律第26号)第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付	納税に関する証明手数料	1件(納付又は納付すべき年度が2年以上にわたる場合は、1年度を1件)につき400円(個人番号カード又は移動端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合	(24) 地方税法(昭和25年法律第26号)第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付	納税に関する証明手数料	1件(納付又は納付すべき年度が2年以上にわたる場合は、1年度を1件)につき400円(個人番号カード等又は移動端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場

	にあつては、300 円)		合にあつては、3 00円)
[略]		[略]	

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

議案第 33 号

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>〔新設〕</p>	<p>附 則</p> <p><u>（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u></p> <p><u>第11条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で政令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを町が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であつて、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に政令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「政令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、政令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第34号

矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例（令和元年矢巾町条例第43号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例（令和元年矢巾町条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(成年後見制度利用促進審議会の設置)	(審議会の設置)
第10条 町長は、法第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するため、 <u>矢巾町成年後見制度利用促進審議会を置く。</u>	第10条 法第14条第2項の規定に基づき町が設置する機関は、 <u>矢巾町地域福祉推進審議会条例（平成31年矢巾町条例第1号）第1条に規定する矢巾町地域福祉推進審議会とする。</u>
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年8月1日から施行する。
 （特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。
 別表第1中「

矢巾町自殺対策計画審議会委員	7,000
矢巾町成年後見制度利用促進審議会委員	15,200

を

「

矢巾町自殺対策計画審議会委員	7,000
----------------	-------

に改める。

」

議案第35号

町道矢次線道路改良その6工事請負契約の締結について

町道矢次線道路改良その6工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 町道矢次線道路改良その6工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 紫波郡矢巾町大字赤林地内 |
| 3 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札による工事請負契約 |
| 4 | 契約金額 | 99,396,000円（消費税及び地方消費税込） |
| 5 | 契約の相手方 | 盛岡市高松四丁目20番20号
梨子建設株式会社
代表取締役 梨子 洋和 |

令和8年6月5日提出

矢巾町長 高橋 昌造

令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度矢巾町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 82,027 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,964,910 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,799,255	15,047	1,814,302
	2 国庫補助金	316,356	15,047	331,403
15 県支出金		1,104,681	4,241	1,108,922
	2 県補助金	416,902	3,295	420,197
	3 委託金	53,326	946	54,272
18 繰入金		439,228	45,739	484,967
	2 基金繰入金	425,022	45,739	470,761
21 町債		239,800	17,000	256,800
	1 町債	239,800	17,000	256,800
補正されなかった款項にかかる金額		8,299,919		8,299,919
歳入合計		11,882,883	82,027	11,964,910

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,517,981	3,040	1,521,021
	1 総務管理費	1,258,773	2,935	1,261,708
	2 徴税費	155,613	30	155,643
	5 統計調査費	9,087	75	9,162
3 民生費		4,718,542	16,151	4,734,693
	1 社会福祉費	2,370,639	12,749	2,383,388
	2 児童福祉費	2,347,903	3,402	2,351,305
4 衛生費		941,574	147	941,721
	2 環境衛生費	633,995	147	634,142
5 労働費		25,753	80	25,833
	1 労働諸費	25,753	80	25,833
6 農林水産業費		645,195	3,295	648,490
	1 農業費	621,454	3,295	624,749
7 商工費		130,189	1,200	131,389
	1 商工費	130,189	1,200	131,389
8 土木費		1,053,911	27,374	1,081,285
	2 道路橋梁費	355,418	24,959	380,377
	4 都市計画費	562,116	61	562,177
	5 住宅費	92,013	2,354	94,367
10 教育費		1,132,315	30,740	1,163,055
	1 教育総務費	185,268	857	186,125
	2 小学校費	198,600	△ 2,018	196,582
	3 中学校費	166,506	28,284	194,790

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費	4 社 会 教 育 費	265,493	1,803	267,296
	5 保 健 体 育 費	316,448	1,814	318,262
補正されなかった款項にかかる金額		1,717,423		1,717,423
歳 出 合 計		11,882,883	82,027	11,964,910

第2表

地 方 債 補 正

1 追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	6,100	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金については、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その 他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

2 変更 (単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中学校施設整備事業	16,400	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	25,800	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
社会教育施設整備事業	4,100				5,600			

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	4,105,202		4,105,202
2 地 方 譲 与 税	170,674		170,674
3 利 子 割 交 付 金	9,936		9,936
4 配 当 割 交 付 金	17,348		17,348
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,691		7,691
6 法 人 事 業 税 交 付 金	84,701		84,701
7 地 方 消 費 税 交 付 金	962,156		962,156
8 環 境 性 能 割 交 付 金	124		124
9 地 方 特 例 交 付 金	45,093		45,093
10 地 方 交 付 税	2,417,575		2,417,575
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,827		2,827
12 分 担 金 及 び 負 担 金	78,987		78,987
13 使 用 料 及 び 手 数 料	79,985		79,985
14 国 庫 支 出 金	1,799,255	15,047	1,814,302
15 県 支 出 金	1,104,681	4,241	1,108,922
16 財 産 収 入	14,532		14,532
17 寄 附 金	153,054		153,054
18 繰 入 金	439,228	45,739	484,967
19 繰 越 金	60,000		60,000
20 諸 収 入	90,034		90,034
21 町 債	239,800	17,000	256,800
歳 入 合 計	11,882,883	82,027	11,964,910

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	125,790		125,790					
2 総務費	1,517,981	3,040	1,521,021	89				2,951
3 民生費	4,718,542	16,151	4,734,693	3,517	6,100			6,534
4 衛生費	941,574	147	941,721					147
5 労働費	25,753	80	25,833					80
6 農林水産業費	645,195	3,295	648,490	3,295				
7 商工費	130,189	1,200	131,389					1,200
8 土木費	1,053,911	27,374	1,081,285					27,374
9 消防費	391,940		391,940					
10 教育費	1,132,315	30,740	1,163,055	12,387	10,900			7,453
11 災害復旧費	2,200		2,200					
12 公債費	1,188,492		1,188,492					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	11,882,883	82,027	11,964,910	19,288	17,000			45,739

歳

入

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	19,802	5,758	25,560	4 地方創生推進交付金	5,758	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 5,758
5 教育費国庫補助金	20,963	9,289	30,252	3 公立学校施設整備費補助金	9,289	学校施設環境改善交付金の増 9,289
計	316,356	15,047	331,403			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

4 農林水産業費県補助金	153,656	3,295	156,951	2 農業振興費補助金	3,295	きのご栽培燃油等価格高騰対策支援事業補助金 3,295
計	416,902	3,295	420,197			

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	45,672	89	45,761	3 統計調査費委託金	89	経済センサス委託金の増 89
2 民生費委託金	526	857	1,383	3 「いわての復興教育」推進事業委託金	857	いわての復興教育推進事業委託金 857
計	53,326	946	54,272			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	421,017	45,739	466,756	1 財政調整基金繰入金	45,739	財政調整基金繰入金の増 45,739
計	425,022	45,739	470,761			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生債	7,600	6,100	13,700	2 社会福祉施設整備事業債	6,100	緊急防災・減災事業債 6,100
4 教育債	25,300	10,900	36,200	1 中学校施設整備事業債	9,400	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の増 9,400
				2 社会教育施設整備事業債	1,500	緊急防災・減災事業債の増 1,500
計	239,800	17,000	256,800			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	494,854	45	494,899				45	13使用料及び賃借料	45	◎一般管理事業の増 ○一般管理事業の増 使用料及び賃借料	45 45 45
5財産管理費	171,763	800	172,563				800	14工事請負費	800	◎財産管理事業の増 ○財産管理事業の増 工事請負費	800 800 800
6企画費	167,256	286	167,542				286	11役務費	119	◎企画事業の増 ○企画総務事業の増 手数料 催事用備品購入費	286 286 119 167
								17備品購入費	167		
9コミュニティ対策費	46,072	1,804	47,876				1,804	1報酬	1,299	◎コミュニティ推進事業の増 ○コミュニティ支援員事業の増 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等 会計年度任用職員社会保険料等 普通旅費 費用弁償	1,804 1,804 1,299 152 235 235 58 60
								3職員手当等	152		
								4共済費	235		
								8旅費	118		
計	1,258,773	2,935	1,261,708				2,935				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2賦課徴収費	67,433	30	67,463				30	10需用費	30	◎賦課事業の増 ○賦課事業の増 消耗品費	30 30 30
計	155,613	30	155,643				30				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2指定統計費	2,424	75	2,499	89			△14	1報酬	30	◎指定統計事業の増 75 ○指定統計調査事業の増 75 経済センサス調査員報酬 30 消耗品費 1 通信運搬費 44
								10需用費	1	
								11役務費	44	
計	9,087	75	9,162	89			△14			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1社会福祉総務費	426,699	4,574	431,273	115			4,459	12委託料	4,459	◎社会福祉総務事業の増 115 ○子ども食堂物価高騰対策支援事業 115 子ども食堂物価高騰対策支援金 115
								18負担金、補助及び交付金	115	◎国民年金事業の増 4,459 ○国民年金事業の増 4,459 国民年金システム改修委託料 4,459
2障害福祉費	979,231	50	979,281				50	19扶助費	50	◎障害者支援事業の増 50 ○地域生活支援事業の増 50 障害者自動車運転免許取得費 助成事業給付費 50
3老人福祉費	884,974	2	884,976				2	8旅費	2	◎老人福祉総務事業の増 2 ○重層的支援体制整備事業の増 費用弁償 2
4保健福祉交流センター費	23,026	6,354	29,380		6,100		254	14工事請負費	6,354	◎保健福祉交流センター管理運営事業の増 6,354 ○保健福祉交流センター維持管理事業の増 6,354

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

										工事請負費	6,354
5 保養センター費	56,709	1,769	58,478				1,769	14 工事請負費	1,769	◎国民保養センター管理運営事業の増	1,769
										○国民保養センター維持管理事業の増	1,769
										工事請負費	1,769
計	2,370,639	12,749	2,383,388	115	6,100		6,534				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 児童福祉施設費	1,424,399	3,402	1,427,801	3,402				10 需用費	342	◎児童福祉施設総務事業	3,060
								18 負担金、補助及び交付金	3,060	○保育所等施設物価高騰対策支援事業	3,060
										保育所等施設物価高騰対策支援金	3,060
										◎町立保育園事業の増	342
										○町立保育園運営事業の増	342
										賄材料代	342
計	2,347,903	3,402	2,351,305	3,402							

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1 環境衛生総務費	569,866	147	570,013				147	3 職員手当等	147	◎環境衛生事業の増	147
										○一般職員給与費の増	147
計	633,995	147	634,142				147				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1 労働諸費	25,753	80	25,833				80	18 負担金、補助及び交付金	80	◎就労者支援事業の増	80
										○就労者支援事業の増	80
										盛岡地区共同福祉施設運営費負担金	80

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	25,753	80	25,833				80			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	41,547	3,295	44,842	3,295				18 負担金、補助及び交付金	3,295	◎農業生産振興対策事業の増 ○農産物生産振興対策事業の増 きのこ栽培燃油等価格高騰対策支援事業	3,295 3,295 3,295
計	621,454	3,295	624,749	3,295							

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	38,597	1,200	39,797				1,200	18 負担金、補助及び交付金	1,200	◎商工業振興事業の増 ○商工業振興事業の増 矢巾町創業支援事業補助金	1,200 1,200 1,200
計	130,189	1,200	131,389				1,200				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

4 橋梁維持費	52,700	24,959	77,659				24,959	12 委託料	2,904	◎橋梁維持補修事業の増 ○橋梁維持補修事業の増 廃棄物処理業務委託料 工事請負費	24,959 24,959 2,904 22,055
								14 工事請負費	22,055		
計	355,418	24,959	380,377				24,959				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	249,688	61	249,749				61	8 旅費	△5	◎施設管理運営事業の増 ○矢巾町活動交流センター維持管理事業の増	61 61
								14 工事請負費	61		

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

								18 負担金、補助 及び交付金	5	工事請負費	61
計	562,116	61	562,177				61				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

2 住宅改修 費	46,218	2,354	48,572				2,354	14 工事請負費	2,354	◎町営住宅改修事業の増 ○町営住宅改修事業の増 工事請負費	2,354 2,354 2,354
計	92,013	2,354	94,367				2,354				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

3 教育振興 費	106,693	857	107,550	857				12 委 託 料	65	◎教育振興総務事業の増 ○教育振興総務事業の増 ガイド業務委託料 使用料及び賃借料	857 857 65 792
								13 使用料及び 賃借料	792		
計	185,268	857	186,125	857							

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

2 教育振興 費	86,503	△2,018	84,485				△2,018	13 使用料及び 賃借料	△2,018	◎小学校教育振興事業の減 ○小学校教育振興事業の減 使用料及び賃借料	△2,018 △2,018 △2,018
計	198,600	△2,018	196,582				△2,018				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理 費	103,453	26,266	129,719	9,289	9,400		7,577	14 工事請負費	26,266	◎中学校管理事業の増 ○中学校整備事業の増 工事請負費	26,266 26,266 26,266
-------------	---------	--------	---------	-------	-------	--	-------	----------	--------	-----------------------------------	----------------------------

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2教育振興費	63,053	2,018	65,071				2,018	13 使用料及び賃借料	2,018	◎中学校教育振興事業の増 ○中学校教育振興事業の増 使用料及び賃借料	2,018 2,018 2,018
計	166,506	28,284	194,790	9,289	9,400		9,595				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1社会教育総務費	74,709	322	75,031				322	7 報償費	321	◎社会教育振興事業の増 ○社会教育振興総務事業の増	322 322
								11 役務費	1	謝礼 地域クラブ活動保険料	321 1
2公民館費	71,014	1,481	72,495		1,500		△19	14 工事請負費	1,481	◎矢巾町公民館事業の増 ○矢巾町公民館維持管理事業の増 工事請負費	1,481 1,481 1,481
計	265,493	1,803	267,296		1,500		303				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

3学校給食費	264,851	1,814	266,665	2,241			△427	10 需用費	6,752	◎共同調理場管理運営事業の増 ○共同調理場維持管理事業の増	1,814 1,302
								14 工事請負費	△5,450	修繕料 工事請負費	6,752 △5,450
								17 備品購入費	512	○共同調理場運営事業の増 調理場備品購入費	512 512
計	316,448	1,814	318,262	2,241			△427				

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	5,754,176	5,683,156	380,500	735,656	5,328,000
(1) 総務	138,847	312,125	0	40,072	272,053
(2) 民生	57,570	58,757	13,700	5,225	67,232
(3) 衛生	213,673	185,778	0	27,752	158,026
(4) 農林水産	145,839	250,281	152,600	11,696	391,185
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	3,714,850	3,521,581	113,700	464,766	3,170,515
(7) 公営住宅	67,273	81,992	19,900	3,393	98,499
(8) 消防	64,862	101,600	0	7,518	94,082
(9) 教育	1,351,262	1,171,042	80,600	175,234	1,076,408
2 災害復旧債	41,179	32,451	0	5,025	27,426
3 減税補てん債	5,263	1,520	0	1,520	0
4 臨時財政対策債	4,034,823	3,622,950	0	398,338	3,224,612
5 減収補てん債	5,926	4,939	0	987	3,952
合 計	9,841,367	9,345,016	380,500	1,141,526	8,583,990

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当 <small>(年間支給率：月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当	計				
補正後	長 等	2		16,428	5,512 (3.50)		198	33		22,171	2,057	24,228	退職手当負担金 2,629
	議 員	18	53,052		17,795 (3.50)					70,847	12,857	83,704	
	その他の 特別職	597	35,992	6,780	2,276 (3.50)		99	170		45,317	1,815	47,132	退職手当負担金 1,153
	計	617	89,044	23,208	25,583 (3.50)		297	203		138,335	16,729	155,064	退職手当負担金 3,782
補正前	長 等	2		16,428	5,512 (3.50)		198	33		22,171	2,057	24,228	退職手当負担金 2,629
	議 員	18	53,052		17,795 (3.50)					70,847	12,857	83,704	
	その他の 特別職	597	35,962	6,780	2,276 (3.50)		99	170		45,287	1,815	47,102	退職手当負担金 1,153
	計	617	89,014	23,208	25,583 (3.50)		297	203		138,305	16,729	155,034	退職手当負担金 3,782
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0		0	0	0	退職手当負担金 0
	議 員	0	0		0 (0.00)					0	0	0	
	その他の 特別職	0	30	0	0 (0.00)		0			30	0	30	退職手当負担金 0
	計	0	30	0	0 (0.00)		0	0		30	0	30	退職手当負担金 0

2 一般職
(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	177 【0】	(226,064)	661,463 (44,849)	372,409 (103,300)	1,033,872 (374,213)	207,587 (60,184)	1,241,459 (434,397)	退職手当負担金 99,663 児童手当 12,000
補正前	177 【0】	(224,765)	661,463 (44,849)	372,262 (103,148)	1,033,725 (372,762)	207,587 (59,949)	1,241,312 (432,711)	退職手当負担金 99,663 児童手当 12,000
比較	0 【0】	(1,299)	0 (0)	147 (152)	147 (1,451)	0 (235)	147 (1,686)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※【 】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は会計年度任用職員について外書き。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当	地域手当	単身赴任手当	在宅勤務等手当
	補正後	14,080	10,893	15,965	145,004	117,339	11,039	9,180	408	588	46,010	290	0	950	648	15
	補正前	14,080	10,893	15,965	145,004	117,339	11,039	9,180	408	588	45,863	290	0	950	648	15
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	147	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0			
職員手当	147	制度改正による増減分		
		その他の増減分	147 時間外勤務手当の増	

